

札幌市岩石採取計画認可要綱

(平成 27 年 4 月 1 日制定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、採石法（昭和 25 年法律第 291 号。以下「法」という。）に基づく岩石採取計画の認可に係る事項について、法、採石法施行令（昭和 46 年政令第 279 号。以下「政令」という。）及び採石法施行規則（昭和 26 年通商産業省令第 6 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、岩石の採取に伴う災害を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 採石業者 法第 32 条の登録を受けた者をいう。
- (2) 採取計画 法第 33 条に規定する採取計画をいう。
- (3) 岩石採取場 法第 33 条に規定する岩石採取場をいう。

(事前協議)

第 3 条 採取計画の認可を受けようとする採石業者は、あらかじめ本市と事前協議を行うものとする。

2 前項の事前協議に際しては、岩石採取計画事前協議書、位置図、付近見取図及び地番図を提出するものとする。

(事前説明)

第 4 条 採取計画の認可を受けようとする採石業者は、事前に採取計画の概要を次に掲げる住民等に対して説明するものとする。

- (1) 岩石採取場近隣の町内会又は自治会
- (2) 岩石採取場に隣接する土地の所有者及び居住者
- (3) 採石業者に対して採取計画の概要の説明を申し出たもの

2 採取計画の認可を受けようとする採石業者は、前項の内容を本市に報告するものとする。

(認可の申請)

第 5 条 採取計画の認可を受けようとする採石業者は、岩石の採取に着手する 21 日前までに、岩石採取計画認可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、省令第 8 条の 15 第 2 項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 地番図

- (2) 求積図
 - (3) 岩石採取全体計画書（認可期間を超える長期計画がある場合）
 - (4) 岩石採取跡地整備計画書
 - (5) 第4条に規定する事前説明に関する報告書
 - (6) 第8条第2項の保証書
- （審査の基準）

第6条 採取計画の認可に関する審査の基準は、法第33条の4の規定、採石技術指導基準書（経済産業省資源エネルギー庁）及びこの要綱に定めるものによるほか、次のとおりとする。

- (1) 岩石採取場の区域が、採取をする岩石の数量並びに採取の方法及び期間を考慮した適切なものであること。
 - (2) 採取をする岩石の数量が、その賦存量、採石のための設備の能力、自然条件及び採取の方法を考慮して、過大なものでないこと。
- （防災措置及び緑化）

第7条 採取計画の認可を受けようとする採石業者は、災害を防止するため、採取跡地の防災措置及び緑化（以下「跡地整備」という。）を行わなければならない。

（跡地整備の履行の保証）

第8条 採取計画の認可を受けようとする採石業者は、岩石採取に伴う跡地整備の履行を保証する書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の跡地整備の履行を保証する書類は、次のいずれかとする。

- (1) 北海道中央緑化事業協同組合が保証する保証書
- (2) 建設業者（建設業法に基づく建設業（土木工事業に限る。）の許可を受けている法人）が保証する保証書。ただし、保証人と被保証人の間に人的又は資本的な関係があってはならない。

3 前項第2号の保証書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 保証人の印鑑証明書
 - (2) 保証人の法人登記簿謄本
 - (3) 跡地整備代行契約書の写し
 - (4) 金融機関の債務保証書の写し
 - (5) その他、岩石の採取に伴う跡地整備に必要な能力を有することを証する書類
- （認可の期間）

第9条 採取計画の認可期間は、原則として3年以内とする。ただし、第13条第1項の立入検査の結果、3年を超えて継続しても支障がないと認められる岩石採取場については、5年以内とすることができる。

(変更認可の申請)

第10条 認可を受けた採取計画を変更しようとする採石業者は、変更の21日前までに、採取計画の変更認可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、岩石採取計画認可申請書に添付した書類のうち、採取計画の変更により記載内容に変更が生じるものを添付しなければならない。

(軽微な変更)

第11条 法第33条の5第2項の規定による軽微な変更をしようとする採石業者は、変更の7日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 省令第8条の16の2第2項の規定により定める軽微な変更の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 岩石採取場を管理する事務所の名称・所在地の変更

(2) 岩石採取場を管理する採石業務管理者の変更

(3) その他変更によって新たに災害（振動・騒音・粉じん等の増加も含む。）が発生するおそれがないもの

(業務状況の報告)

第12条 採取計画の認可を受けた採石業者は、次に掲げる業務の状況について、市長に報告するものとする。

(1) 岩石の採取の着手に関する報告

(2) 岩石の採取の進捗状況に関する報告

(3) 岩石の採取に伴う災害の発生に関する報告

(4) その他市長が必要と認める事項に関する報告

2 前項第1号の報告は着手した日から1週間以内に、前項第2号の報告は毎年4月末日までに、前項第3の報告は災害の発生後直ちに報告するものとする。

(立入検査)

第13条 市長は、採取計画の遵守状況を確認するため、岩石採取場の立入検査を年1回以上行うものとする。

2 市長は、前項のほか、次に掲げる場合に立入検査を行うものとする。

(1) 岩石の採取を廃止又は休止したとき。

(2) 市長が災害の防止その他公益上必要があると認めたとき。

(適用除外の届出)

第14条 法第34条の8の規定により政令第1条で定める業態のものを行う者は、その事業を開始しようとする日の7日前までに、その旨を市長に届け出るものとする。

(国等に対する適用)

第15条 この要綱の規定は、第8条の規定を除き、岩石の採取を行う国及び地方公共

団体に適用があるものとする。この場合において、この要綱中「認可」とあるのは、「協議」と読み替えるものとする。